

||||||| 書 評 |||||

## 現代世界経済と技術・支配・特許

——林倬史『多国籍企業と知的所有権』森山書店，1989年を読んで——

菰 田 文 男

### I はじめに

1960年頃から途上国の経済発展の限界は資本流入の不足にあるのではなく、技術導入の不足にあるという認識が高まり、それとともに以前は「技術援助 (Technical Assistance)」として議論されてたものが、「技術移転 (Technology Transfer)」という用語で議論されるようになる。1961年にブラジルとコロンビアが第16回国連総会に共同提案した「発展途上国への技術移転における特許の役割 (The Role of Parents in The Transfer of Technology to Developing Countries)」と題する決議案はその画期をなすものであったといえる。その後、UNCTAD等を中心に南北間技術移転に関する議論が展開されてきた。さらに、南北間技術移転のみでなく、技術開発・技術移転に関する研究の必要性は一層強まる。なぜならば、技術を独占的に所有する多国籍企業の世界戦略の展開が進んだからであり、またアメリカの経済力の相対的低下と不均等発展が技術移転と関係していることが明白になってきたからである。

このような状況の中で、わが国においても斉藤優氏の先駆的業績（『技術移転論』文真堂，1979年，『技術立国論』有斐閣，1983年，『技術移転の政治経済学』東洋経済新報社，1984年，『技術開発論』文真堂，1988年）に触発されて、技術移転に関する研究が注目されるようになってきた。しかし、技術移転、国際技術移転に関する研究はさまざまな困難があった。すなわち、「技術」という概念そのものが必ずしも明確でなく、また貿易・投資に比較して技術移転に関するデータは整備されておらず、実証的分析が制約されるからである。したがって、国際経済学の他の領域のものに比較して、国際技術移転問題に関する研究書は多くなかった。しかし、最近、国際技術移転問題を扱った研究書が相次いで刊行された。林武『技術と社会』

東大出版界, 1986年, 金泳鎬『東アジア工業化と世界資本主義』東洋経済新報社, 1988年, 丸山伸郎『中国の工業化と産業技術進歩』アジア経済出版会, 1988年, 安藤哲夫『新興工業国と国際技術移転』文真堂, 1989年, 拙著『国際技術移転の理論』有斐閣, 1987年等である。これらの研究は, これまで分析がおくれていたパックス・アメリカナの解体と国際技術移転の関係, 多国籍企業と技術独占の関係, 途上国の経済開発における技術開発・導入の役割等について, 真正面から取り組んだものである。

ところが, この分野の研究者は, 最近新たに林倬史氏の研究(『多国籍企業と知的所有権——特許と技術支配の経済学——』森山書店, 1989年)を共有財産として所有することになった。同書はタイトルが示すように, 国際技術移転問題を知的所有権・特許に焦点を当てて分析し, 多国籍企業が特許制度を武器としていかなる戦略を構築しているのか, そのことが多国籍企業の世界支配をいかに可能にし, またその結果として技術劣位にある国民経済がいかに経済構造を奇形化されているかを分析する。しかも, 特許制度にとどまらず, 国際技術移転のメカニズムそのものや技術貿易の実態にまで踏み込んだ緻密な分析がおこなわれており, 理論的視角の新鮮性とそれを裏付ける豊富なデータの提示という点から極めて重要なものである。したがって, この問題に関心を抱くものの一人として, 同書を詳細に検討することは不可欠である。そして, その意義といくらかの問題点を析出することを通じて, 日本の国際技術移転研究の水準がどこまで到達したのか, 今後解明されるべき問題はどこにあるのかを検討する。

同書の章別構成は次の通りである。

第1章, 技術支配の経済的意味

第2章, 技術独占と特許制度

第3章, 多国籍企業の特許取得にみる技術独占

第4章, 先進国の技術独占と発展途上国

第5章, 先進国における多国籍企業と技術支配

第6章, 多国籍企業の国際R&Dネットワークと企業内技術移転

補論, アメリカ多国籍企業の技術開発力と技術戦略

終章, 総轄と今後の課題

これを, 著者(林氏)の真意を損ねることになるかもしれないが, 評者の視角から整理すれば, (1)特許と支配に関する理論的・歴史的研究(1, 2章), (2)特許制度を通じる多国籍企業の世界支配戦略の研究(3, 4, 5章), (3)多国籍企業の国

際的R&D・技術移転ネットワークと技術移転メカニズムの研究（5，6章，補論）に分類される。したがって，この三つを中心に項を分けて検討しよう。

## Ⅱ 技術支配と特許制度

特許制度の目的は，ヴェネチアやイギリスでその近代的制度が確立されて以来，(1)技術の公開によってその移転を促進し，技術進歩の利益を社会に広く還元するという目的と，(2)技術の所有権の承認と排他的・選別の実施許諾権を公的に承認することによって技術進歩と海外からの技術導入を促進するという目的を調和させるという点にあったことはいうまでもない。しかし，生産力の発展段階の相違や経済構造の変化とともに，特許の持つ経済的機能が大きく変化してくることも事実である。著者は，産業資本主義段階から独占資本主義段階へ移行するにつれて，特許が独占資本による技術独占の支配の武器になることを強調し，その延長上において現代の多国籍企業の技術独占問題を捉える。

このような観点から著者は「技術支配」という概念を検証することから始める。まず、『資本論』を始め、『経済学哲学草稿』『ドイツ・イデオロギー』『経済学批判要綱』等のマルクスの諸著作に拠りつつ，「所有と労働の分離」から始まり国家の成立によって完成する支配（経済的かつ政治的支配）が精神的労働と物質的労働への分割という形をとるといふ。精神的労働は「資本の排他的機能として他人労働に対する支配機能としての役割を果たす」<sup>1)</sup>ようになるのである。さらに，精神的労働の一部としての科学技術労働が自立化を促進する。その意味で，支配は技術進歩と不可分のものである。

他方で著者は「支配概念そのものは……資本の労働に対する階級的概念であるのに対し，技術支配なる概念は，直接的には資本間の対抗関係の中でより有効になる概念である」<sup>2)</sup>と述べ，優れた技術の独占が個別資本間，国民経済間の格差を固定することになるという重要な問題提起をおこなう。しかし，資本主義の独占段階以前には「新技術の開発が企業間の組織的分業にもとづかない外圧的なものであった分だけ，新技術の開発ないし技術革新それ自体は，資本間競争における経営

1) 林倬史『多国籍企業と知的所有権』森山書店，1989年，11ページ。

2) 同上書，2ページ。

戦略上の武器として措定されていなかった<sup>3)</sup>のであり、営業上の成功は、発明された技術の優秀性によるというよりも、事業上の「抜け目なさ」が重要な要因であったという。事実、『資本論』におけるマルクスの特許に関する叙述の目的は、特権的利益を強調することにあるのではなく、発明そのものの画期的性格を強調する点にあることは、このことを証明するものであると著者はいう。

これに対して、独占資本主義段階以後において、技術的優劣が個別資本や国民経済間の競争において決定的な意味を持つようになり、したがって「技術支配」という概念が有効になる。さらに特許権は技術の独占的所有を承認することによって技術支配をより強固にする制度として重要になるという。ヒルファーディングやレーニンは資本間の競争において優れた技術こそが独占への決定的モメントとなることを強調する。独占資本主義においては技術開発はマルクス段階のように資本間競争という外的強制を媒介としてでなく、また個人発明家の手になるものでなく、独占企業の内的再生産機能それ自体から創出されるのであり、独占企業内部において計画的・戦略的に開発されるようになる。したがって、独占企業は特許権を武器として技術の進歩を人為的に阻止することも可能になり、したがって独占資本主義においては腐朽的性格が現れるという指摘がレーニンによっておこなわれるというのである。

以上のように、著者は独占段階以降の技術を中軸とした市場競争の性格、技術による支配と特許制度による一層の強化を、マルクス、ヒルファーディング、レーニンそしてシュンペーター等の学説的分析を通じて、第1章で明らかにした後に、さらに第2章で、電気・化学産業の特許プール・カルテルの豊富な実例をあげることによってこのことを立証している。

著者の本書におけるテーマは現代世界経済における多国籍独占資本による技術支配の構造の解明、とりわけそれを強固なものとする特許制度の分析にある。しかし、このような技術支配が19世紀末の資本主義の独占段階以降に一般化した固有のものであることを強調する。上記のような認識自体は、必ずしも著者に独自のものではなく、既に多くの論者から指摘されてきているものである。むしろ著者の独自性・貢献は、『資本論』における特許の叙述が特許からえられる利益でなく、技術の画期的性格を示すためだけに論じられていたのに対し、ヒルファーディング、レーニンにおいては技術独占からえられる利益を論じるために叙述されていることを明か

---

3) 同上書、42ページ。

にし、裏付けたという点にある。

さらに、著者の研究の一層の意義は、「技術支配」をマルクスの支配概念一般の中で論じているという点にある。支配概念を精神的労働と物質的労働への分割や国家論の次元で論じることの正当性は、今日の世界市場における技術開発・移転競争を見ると明白である。

しかし、以上のように著者の指摘はきわめて重要であるにもかかわらず、いくらかの問題点もある。第一に、支配概念一般の延長上で捉えられた「技術支配」という概念が必ずしも明瞭でない。技術支配は資本間で有効であると著者はいう。このことは事実であるとしても、著者自身認めるように、科学技術労働は資本—賃労働関係を強化する。そもそも、技術進歩は労働力を資本の論理のなかに包摂し、階級支配の強化を目的としていることを強調するJ.ハーバーマスやD.ディクソン等の見解がある。技術と支配の関係の重層的構造の一層の解明が必要なのではないか。

第二に、独占資本主義段階以前には技術が競争の武器でありえなかった理由は何なのか、逆に独占資本主義段階に至ってなぜ技術的優位・独占が決定的武器となったのかについて、必ずしも十分な説明がなされていないように思える。「競争者に対するトラストの優越は、……その技術的設備の優秀なことにもとづいている」という『帝国主義論』の叙述にもかかわらず、技術が市場競争において重要なモメントとなる理由はこれまで必ずしも十分に議論されてこなかったのではないか。さらに、技術の重要性を独占資本主義段階一般の中で捉えるだけでなく、独占資本主義の展開の中でも変化するものとして捉えるべきではないであろうか。例えば、E.マンデルが資本主義のダイナミックに発展を支える超過利潤の源泉として、(1)農業地域・部門からの収奪、(2)植民地からの収奪、(3)技術優位・独占の3つをあげ、第2次大戦後には(1)、(2)の可能性が縮小したことが技術進歩の重要性を一層高めた<sup>4)</sup>と主張するのであるが、この問題は検討に値する。

### Ⅲ 多国籍企業の世界支配戦略における特許の役割

3—5章では、第2次大戦後に一般化した多国籍企業の世界市場戦略において、特許制度（国際特許制度）がいかなる役割を果たしているのか分析する。そのため

4) E.マンデル『後期資本主義』柘植書房、1981年、第9章。

に、特許取得件数等に関して、今日我々が入手しうる可能な限りのデータを提示しつつ、確実に論証を進めていく。

まず、特許取得が極く少数の先進資本主義国に集中しており、例えば1985年の全世界の国際特許出願件数がアメリカ、西ドイツ、日本の3国で60%以上を占めているという。また、特許取得は国際化しており、主要資本主義国でさえその国の登録件数に占める外国籍特許登録件数の比率が50%以下である国はアメリカと日本の2国だけでしかないといい、その大部分は少数の巨大多国籍資本であるという。この国際的な特許取得を通じて「多国籍企業間での特許・ライセンス協定・プーリングを媒介とした国際カルテルが事実上形成され、相互の国際的な生産・供給ネットワークを軸にした市場の国際的な分割戦略が展開され……、多国籍企業間の国際的な競争と協調戦略の背景にこうした技術上の優位性をめぐる戦略が展開」<sup>5)</sup>されるという。

このような多国籍企業の国際特許取得は途上国国民経済に大きな影響を与える。1982年に途上国で取得された特許の88.1%は主要資本主義の多国籍企業を中心とする外国資本によるものであった。しかも、その多くは機械・輸送機械、電気・電子機械等の成長産業におけるものであった。このような海外資本による取得が第2次大戦後の多国籍企業の発展によって急速に促進されたことが、第1表から理解され

表1 チリにおける外国籍特許登録比率推移

(単位：%)

	チリ国籍	外国籍
1937年	34.5	65.5
1947	20.0	80.0
1955	12.6	88.4
1958	11.0	89.0
1962	6.4	93.6
1967	5.5	94.5
1969	6.1	93.9
1971	4.9	95.1
1975	11.5	88.5
1978	7.4	92.6
1982	5.4	94.6

5) 100ページ。

る。しかし、途上国で取得された特許の大部分は実施されることはない。例えば、日本企業の国内出願・取得件数の50%以上が実施されているのに対し（著者は出願が厳選される欧米ではさらに実施率が高いであろうと推測する）、1970年代初期のラテン・アメリカにおける特許の実施化率はわずか5%でしかなかった。それにもかかわらず、途上国へ出願される理由は、競合する企業が途上国への輸出経路を遮断し、「排他的輸出市場圏」<sup>6)</sup>として確保することにあるという。また、例え途上国では特許取得が実施される場合も、その実施年は先進国における実施に比較して大幅に遅れる。例えば、イギリスと西ドイツの多国籍企業における本国での商品化とブラジル子会社での商品化のタイムラグは10—15年に達することをP.U.Schieman, E.Mansfield, A.Romeo等の研究に依りつつ述べている。また一般的に多国籍企業はR&D費用を4年前後で海外からの技術料収入で回収し、しかも製品のライフサイクルは10—15年にも達するので、「10年前後の永きにわたって収益を確保しうる」<sup>7)</sup>と推測する。

さらに、著者は第5章において、途上国のみでなく、先進国においてさえ海外の多国籍企業の特許支配のために技術開発力・水準が脆弱なものとなり、国民経済が奇形化せしめられることを、カナダ、イギリスにおけるアメリカ多国籍企業の活動の分析を通じて論証している。

以上のように、著者は先進国多国籍企業の特許制度を武器とした海外進出の実態の解明は貴重なデータを我々に提示してくれる。そもそもこの問題にかんしては、1970年代以降UNCTADから多くの報告書も刊行されているし、<sup>8)</sup>Vaitsosの重要な研究もある。<sup>9)</sup>これらの研究が特許を通ずる技術支配の構造を解明している。しかし、本書の重要な貢献は技術のライフサイクルという概念ベースとして、途上国で技術が実施された場合でさえ技術移転が遅れること等を明かにした点などにある。さらに、多国籍企業のR&D期間とR&D資金回収期間、製品のライフサイクルを対照させ、またR&Dコストと海外からの技術料収入を対照させることによって、上述のような多国籍企業の技術移転戦略にかんする極めて重要な発見をするのであり、

6) 123ページ。

7) 142ページ。

8) UNCTAD, *Major Issues Arising from the Transfer of Technology to Developing Countries*, 1985.

9) C. V. Vaitsos, "The Revision of the International Patent System: Legal Consideration for a Third World Position", *World Development*, Vol. 4 No.2, 1976.

評者もここに最も大きな関心を抱いた。

しかし、若干の問題点を提示しておこう。多国籍企業の特許取得による途上国支配の構造は事実であるにしても、多国籍企業と途上国の間の支配—従属関係を固定的に捉え、また全ての途上国を一律に捉えることも問題があるのではないであろうか。アジア NIES やラテン・アメリカ諸国は重化学工業部門の技術導入・発展・国産化に次いで、さらに先端技術部門にまで導入が進みつつある。例えば、ブラジル政府によるデータ処理事業の育成のための、多国籍電算機資本への介入はその例である。したがって単に、特許を武器とした多国籍企業の支配戦略をみるだけでなく、途上国の側の技術導入戦略をみることなしには、多国籍企業の支配戦略そのものの現実も十分には把握しえないのではないであろうか。

第二に、今日、先進国多国籍企業のみでなく、一部の途上国国籍の多国籍企業が途上国間の技術移転と直接投資の担い手として急速に台頭しつつある。そして、このことが技術市場を競争的なものとしつつあるとともに、<sup>10)</sup> 途上国の集団的自助 (Collective Self-reliance) 戦略を確立するものとして期待されてきている。<sup>11)</sup> その意味で特許取得件数の一部先進国への集中という事実のみでは捉えられない構図がここに浮かび上がってくるのではないか。

第三に、多国籍企業の活動を製品のライフサイクルという概念を導入して捉えることは重要な意義を持っているが、同時にデータの不十分性・不足の感も否めない。もちろん、このことは著者の責に帰せられるものではないのであるが、著者の論理の極めて重要な部分を構成しているだけに、今後の一層の実証的裏付けが必要であるように思われる。

#### IV 多国籍企業の企業内技術移転ネットワーク

第6章、補論及び第5章の一部では、単に特許戦略のみでなく技術戦略の全体像が、アメリカから海外生産拠点への技術集約的素材・基軸部品の供給を軸とする国際ロジスティックスとグローバル・ソーシング政策の中で論じられる。

まず、技術貿易の多くが多国籍企業の企業内貿易としておこなわれることを、ア

10) OECD, *North-South Technology Transfer: Adjustment Ahead*, 1982.

11) UNIDO, *Industry 2000: New Perspective*, 1979.

アメリカの場合をとって論証する。とりわけ、新製品の海外への移転のケース、またすでに海外子会社で生産活動を展開している多国籍企業に関しては企業内貿易として行われる傾向が強いという。

次に、海外へ技術が移転される速度が次第に迅速になっているという。その理由として、「多国籍企業が・・・技術を・・・移転していく時期を早めれば早めるほど、それだけいっそう当多国籍企業はこうした国際的な生産ネットワークを有していない諸企業に対して現地・地域市場獲得競争上、優位にたち、したがってそれだけ海外からの技術料収入と投資収益の時期を早め、本国で負担した巨額のR&D投資の回収時期を速めることになる」<sup>12)</sup>からであるという。

次いで、アメリカ多国籍企業の海外R&Dについて論じ、それが技術移転R&D機関→現地・地域市場用製品開発R&D機関→世界市場用製品開発R&D機関→本国親会社用R&D機関へと質的發展と量的拡大化傾向を示してゆくという。

このような海外R&Dはアメリカ多国籍企業全体の技術水準向上に寄与する。すなわち、1972年の海外R&Dの約70%が海外子会社自らの資金調達によるものであった。また、海外子会社でおこなわれたR&Dのうち、約50%は本国へ「逆技術移転」されている。しかも、逆技術移転の速度はきわめて迅速であり、1979年において子会社で開発された技術の本国への導入・適用のタイムラグは、0.0年であったという。海外子会社が負担したR&D支出のうち、アメリカ親会社からの技術料収入は1—2%でしかないのに対して、子会社が親会社へ支払った技術料支払い額は65.3%にも達している（第2表）。

以上のように、アメリカ多国籍企業は、アメリカから一方的な国際技術移転をおこなうだけでなく、「固有の海外R&Dネットワークでの技術開発とそこからの逆技術移転をも取り込んだグローバル」<sup>13)</sup>なものへと発展してきており、しかも子会社から親会社への技術移転はほとんど無償でおこなわれているという。

以上のような国際技術移転の構図は、ヴァーノン等が提起したプロダクトサイクル論——これはアメリカの技術水準の優位性を前提としたモデルである——の現実的妥当性の形骸化させるのであるが、しかしアメリカ多国籍企業は固有の国際R&Dネットワークによって企業内国際技術移転を含めてグローバルなプロダクト・ポートフォリオ戦略を展開することに成功しているという。

12) 林, 前掲書, 218—219ページ。

13) 同上書, 255ページ。

表2 US海外関連会社のR & D費支出額とUS親会社との技術料収支  
 (A=海外関連会社のR & D費支出額, B=US親会社からの技術料収入, C=US親会社への技術料支払い) (単位:百万ドル)

	A	B	C	(B/A)	(C/A)	(B/B+C)
1977年	2,075	48	1,962	2.31%	94.55%	2.37%
1982年	3,851	36	3,308	0.93%	85.90%	1.08%
(西ドイツ)	1,079	4	456	0.37%	42.26%	0.87%
(イギリス)	824	12	487	1.46%	59.10%	2.40%
(フランス)	332	2	411	9.60%	123.80%	0.48%
(カナダ)	505	6	437	1.19%	86.53%	1.35%
(4カ国計)	2,740	24	1,791	0.88%	65.36%	1.32%

最後に補論において、アメリカ多国籍企業をその他資本主義諸国の多国籍企業との関係の中で捉え、技術開発力そのものは低下傾向を辿っており、「パックス・アメリカナの崩壊が、もはや止めることのでない歴史的な流れとなっている」<sup>14)</sup>という。しかし、国際特許取得件数そのものは未だ他国を大きく引き離しており、「特許取得を合法的技術独占という観点から捉えるならば……依然、多くの分野でアメリカ一国による技術独占がなんらかの形で存続している」<sup>15)</sup>という。このような現実を背景として先端技術や知的所有権をめぐる摩擦が生じているのだという。

以上のように、ここでも著者はさまざまなデータを駆使し、関連データを結び付けてアメリカ多国籍企業がいかに世界的な技術開発・移転体制を確立し、技術的優位を再生産しようとしているかを解明しているのである。このような分析はこれまでほとんど皆無であるだけに極めて重要であり、大きく評価されるべきである。とりわけ、プロダクトサイクル論が妥当性を失った代わりに国際的R&Dネットワークをベースとした新しい技術移転メカニズムないし論理が生まれるという説明はきわめて重要な意味が与えられよう。

しかし、いくつかの問題点を提起しておきたい。第一に、普通、技術移転と直接投資は、商品輸出およびライセンスの三者の可能性のなかで選択の問題として論じ

14) 同上書, 271ページ。

15) 同上書, 267—268ページ。

られる。著者は、このような文脈の中で企業内技術移転と直接投資をいかに論じるのか必ずしも明快でない。

第二に、本書ではアメリカ多国籍企業のネットワークだけが論じられ、その他先進諸国の多国籍企業がどのようなものであるのか論じられない。企業内技術移転への依存度の小さい日本や西ドイツのそれがどのようなものとなっているのであろうか。また、アメリカ多国籍企業の企業内技術移転にしても、子会社間の取引にまで踏み込んだ杉本昭七氏の分析が既にあり、<sup>16)</sup>したがって著者が国際的なR&D・技術移転ネットワークを論じる場合にも避けて通れなかったように思われる。

第三に、アメリカから海外子会社への技術移転速度が迅速になっているという事実は正当であるとしても、その理由を「現地・地域市場獲得競争上、優位」にたち、技術料収入と投資収益を増大することを目的としたものとして理解している点に若干の疑問を感じる。むしろ、相対的技術水準と市場競争力の低下し続けてきたアメリカ多国籍企業がその競争力を維持するために防衛的に技術移転速度を迅速にせざるをえなかったという解釈が妥当なのではないか。そもそも、米国企業の多国籍化と企業内技術移転が進行した理由は、西ヨーロッパ諸国に対する市場防衛のためであったことは著者自身も認めている。

第四に、アメリカのグローバルなR&D・技術移転ネットワークの確立による巻き返しの成否、さらに知的所有権をめぐる戦略等が、パックス・アメリカーナの解体の流れを逆転させることは出来ないとしても、すくなくともその崩壊を遅れさせることに成功すると考えるのかどうかということである。著者自身、この問題を提起するところまで論理が到達したところで、本書の分析を終えざるをえなかったように思えるのだが、いま少し具体的な展望の提示を期待したのは評者一人ではないであろう。

## V むすび

以上、林氏の著作を三つの論点に分けて紹介し、また評者の若干のコメントを加えた。林氏の最大の関心は多国籍企業と呼ばれる国際独占資本が、優位な技術開発力を武器としていかなる世界支配戦略を確立しているのか、いかなる技術開発・移

16) 杉本昭七『多国籍企業と重層的統合化』同文館、1986年。

転のための国際的ネットワークを確立しているのか、そのために特許制度がいかに機能しているのかを解明することにある。そのために、技術支配概念の学説史的検討をおこなうとともに、我々が手に入れることが出来る限られたデータを可能な限り丹念に収集し、しかも様々のデータを関連づけながらネットワークの性質・特許独占・支配の実態を推測し、解明している。困難な作業を粘り強く続けられたことに敬意を表するものである。また、今日の多国籍企業の世界支配戦略を広い歴史的・論理的パースペクティブで捉える試みは、今後の研究の一層の前進を予想せしめるものである。本著作から多くの重要な論点を提起されたものの一人として、これに答える義務があることを自覚するものである。